第６章　介護保険サービス等の量の見込みと介護保険料

１　人口および要介護認定者数の推計

(1) 高齢者人口の見込み

本町における、計画期間（令和３～５年度）および 2025 年（令和７年）、2040 年（令和 22 年）の人口を次のように見込みます。

65 歳以上の高齢者人口は、令和２年度に 4,796 人であったものが、令和５年度には 4,898 人、令和７年度には 4,941 人と伸び続けるものと考えられます。一方、75 歳以上の後期高齢者人口は令和２年度の 2,387 人から、令和５年度には 2,572 人、令和７年度には 2,777 人と大幅に増加することが見込まれ、高齢化率は令和７年度まで微増にとどまりますが、75 歳以上人口比率は 12.8%まで上昇します。

表　年齢別人口の推移および推計（各年 10 月１日現在、単位：人）

	実績			推計(計画期間)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～19 歳	4,802	4,778	4,708	4,642	4,600	4,559
20～39 歳	5,199	5,071	5,143	5,141	5,103	5,060
40～64 歳	6,647	6,741	6,791	6,883	6,969	7,070
65～74 歳	2,357	2,359	2,409	2,447	2,392	2,326
75～84 歳	1,538	1,545	1,531	1,512	1,604	1,709
85～89 歳	478	492	515	523	517	496
90 歳以上	333	345	341	341	354	367
高齢者計	4,706	4,741	4,796	4,823	4,867	4,898
高齢化率	22.0%	22.2%	22.4%	22.4%	22.6%	22.7%
後期高齢者計	2,349	2,382	2,387	2,376	2,475	2,572
75 歳以上比率	11.0%	11.2%	11.1%	11.1%	11.5%	11.9%
全年齢計	21,354	21,331	21,438	21,489	21,539	21,587

	推計(中長期)			
	令和7年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
0～19 歳	4,485	4,120	3,697	3,520
20～39 歳	4,994	5,167	5,510	5,411
40～64 歳	7,252	7,418	7,214	6,828
65～74 歳	2,164	2,139	2,382	2,870
75～84 歳	1,935	2,028	1,815	1,797
85～89 歳	459	536	726	610
90 歳以上	383	361	399	509
高齢者計	4,941	5,064	5,322	5,786
高齢化率	22.8%	23.3%	24.5%	26.9%
後期高齢者計	2,777	2,925	2,940	2,916
75 歳以上比率	12.8%	13.4%	13.5%	13.5%
全年齢計	21,672	21,769	21,743	21,545

※令和３年度以降は、平成 27～令和２年度の各年度 10 月１日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

本町における、計画期間（令和３～５年度）および 2025 年（令和７年）、2040 年（令和 22 年）の要支援・要介護認定者数を次のように見込みます。

要支援・要介護認定者数は、令和２年度に 809 人であったものが、75 歳以上の後期高齢者人口が増加することに伴い、令和５年度には 847 人、認定率は 17.3%に、令和７年度には 871 人、認定率は 17.6%まで上昇するものと見込みます。

また、介護予防･日常生活支援総合事業の事業対象者数は令和２年度に 34 人であり、令和５年度には 43 人、令和７年度には 49 人になるものと見込みます。

表　要介護度別認定者数の推移および推計（各年 10 月１日現在、単位：人）

	実績			推計(計画期間)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	77	75	74	76	80	80
要支援2	95	96	97	98	99	99
要介護1	185	184	171	184	187	191
要介護2	147	146	137	144	148	150
要介護3	121	136	139	133	136	138
要介護4	92	104	115	105	109	109
要介護5	77	76	76	79	78	80
要支援	172	171	171	174	179	179
要介護	622	646	638	645	658	668
認定者計	794	817	809	819	837	847
認定率	16.9%	17.2%	16.9%	17.0%	17.2%	17.3%
事業対象者数	48	31	34	37	40	43
高齢者計	4,706	4,741	4,796	4,823	4,867	4,898

	推計(中長期)			
	令和7年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
要支援1	81	87	91	95
要支援2	103	109	119	117
要介護1	197	215	227	229
要介護2	155	167	180	188
要介護3	142	146	160	173
要介護4	113	118	129	136
要介護5	80	85	93	98
要支援	184	196	210	212
要介護	687	731	789	824
認定者計	871	927	999	1,036
認定率	17.6%	18.3%	18.8%	17.9%
事業対象者数	49	51	53	58
高齢者計	4,941	5,064	5,322	5,786

※令和３年度以降は、平成 30～令和２年度の男女別・年齢別認定率の平均値を、人口推計値に掛け合わせて推計しています。また、算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※認定者数には住所地特例分を含みます。認定率は要支援･要介護認定者数を第１号被保険者数（65 歳以上人口）で割ったものです。

図　年齢別人口の推移および推計

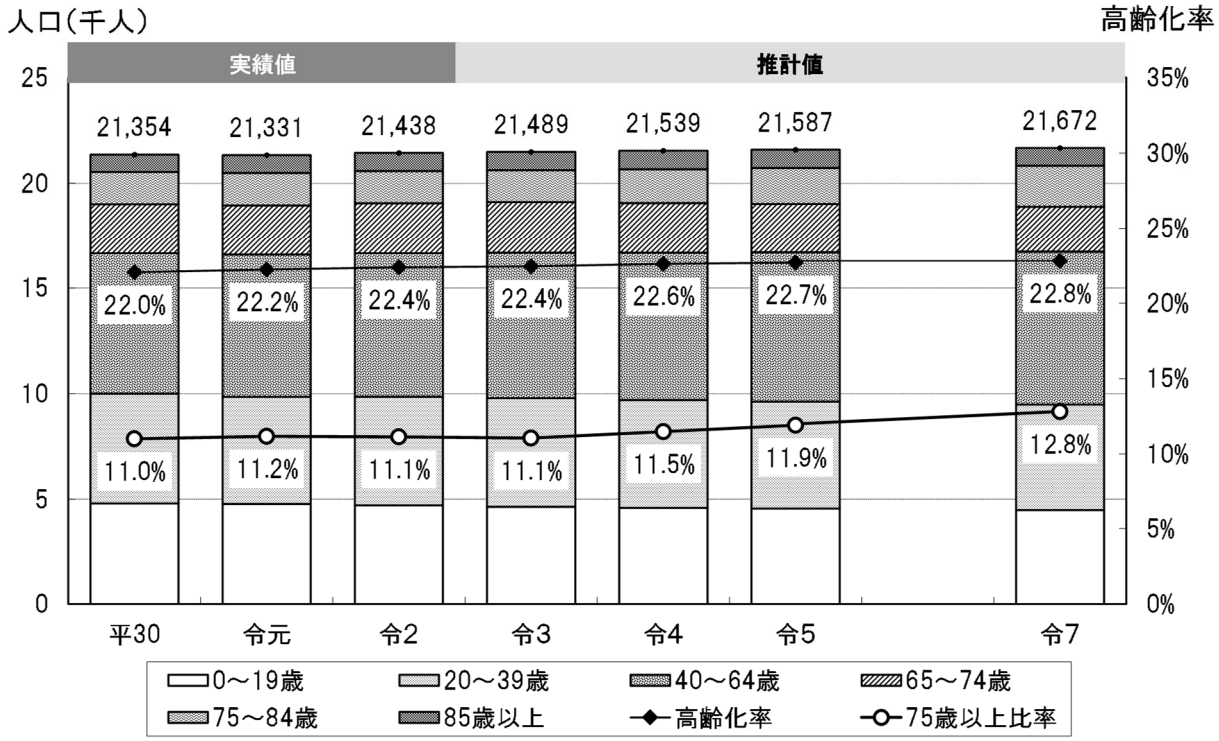

図　要介護度別認定者数の推移および推計

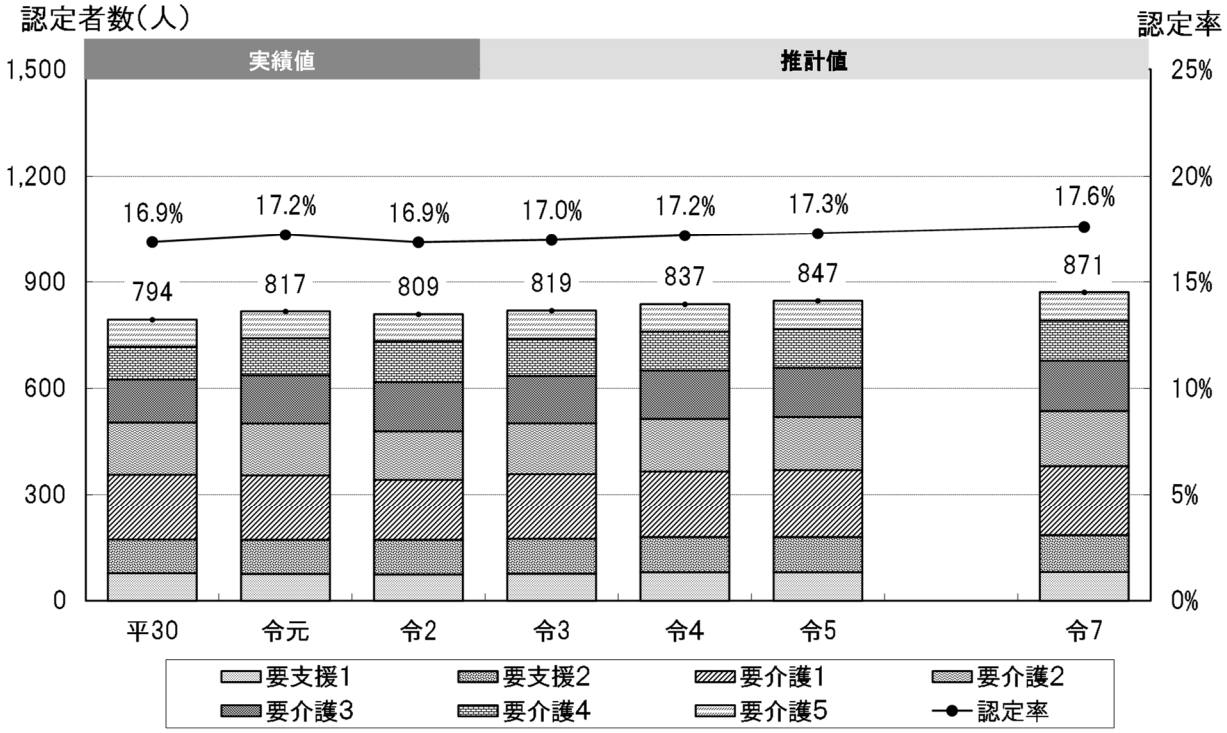

2　介護保険サービスにかかる基盤整備

本町における、令和２年度末現在（見込み）の地域密着型サービスおよび施設・居住系サービスの施設（事業所）数および定員と、第８期計画期間内の基盤整備量を下記の通り見込みます。

表　地域密着型サービスの状況および整備見込み

		令和２年度末見込	令和３年度整備	令和４年度整備	令和５年度整備
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	箇所数	—	—	—	—
地域密着型通所介護	箇所数	4	—	—	—
認知症対応型通所介護	箇所数	1	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	箇所数	2	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	箇所数	1	—	—	—
	定員数	18 人	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	箇所数	—	—	—	—
	定員数	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	箇所数	1	—	—	—
	定員数	29 人	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	箇所数	—	—	—	—

表　施設・居住系サービスの状況および整備見込み

		令和２年度末見込	令和３年度整備	令和４年度整備	令和５年度整備
介護老人福祉施設	箇所数	2	—	—	（増床）
	定員数	100 人	—	—	＋10 人
介護老人保健施設	箇所数	—	—	—	—
	定員数	—	—	—	—
介護療養型医療施設	箇所数	—			
	定員数	—			
介護医療院	箇所数	—	—	—	—
	定員数	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護	箇所数	1	—	—	—
	定員数	50 人	—	—	—

なお、上記の基盤整備にかかる参考として、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の状況を表します。

		令和２年度末見込	備　　考
有料老人ホーム	箇所数	1	※左記施設は同一の施設であり、かつ特定施設入居者生活介護事業所である。
	定員数	50 人	
サービス付き高齢者向け住宅	箇所数	1	
	定員数	50 人	

3　サービス利用者数の見込み

(1) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

要支援・要介護認定者数のうち、施設・居住系サービスの利用者数について、前ページの基盤整備の見込みを踏まえ、下記の通り利用者数を見込みます。

表　施設・居住系サービス利用者数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
①居宅（介護予防）サービス						
特定施設入居者生活介護	（人）	21	21	21	21	21
②地域密着型（介護予防）サービス						
認知症対応型共同生活介護	（人）	18	18	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	（人）	―	―	―	―	―
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	（人）	29	29	29	29	29
③施設サービス						
介護老人福祉施設	（人）	88	88	88	98	98
介護老人保健施設	（人）	30	30	30	30	30
介護療養型医療施設・介護医療院	（人）	7	7	7	7	7

(2) 在宅サービス利用対象者数の見込み

要支援・要介護認定者数のうち、上記の施設・居住系サービスを除いた在宅サービス対象者数を下記の通り見込みます。要支援・要介護認定者が増加すると見込まれることから、在宅サービスの対象者数も年々増加し、令和５年度で 654 人が対象になるものと見込みます。

表　在宅サービス利用対象者数（居住系サービスを除く）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
在宅サービス利用対象者数	（人）	626	644	654	668	833
要支援１	（人）	76	80	80	81	95
要支援２	（人）	98	99	99	103	117
要介護１	（人）	168	171	175	183	215
要介護２	（人）	126	130	132	140	173
要介護３	（人）	82	85	87	83	114
要介護４	（人）	45	49	49	49	72
要介護５	（人）	31	30	32	29	47

4　介護サービス量の見込み

各サービスの見込量のうち、施設・居住系サービスについては前ページの利用者数の見込み通りとします（再掲）。

在宅サービスについては、過去の給付実績から利用率および利用回数･日数を算出し、前ページの在宅サービス利用対象者数に掛け合わせることによって算出し、下記の通り見込むものとします。

(1) 地域密着型以外の居宅サービス

①予防給付

表　予防給付（地域密着型以外）の居宅サービス見込量（一月あたり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	（回）	—	—	—	—	—
	（人）	—	—	—	—	—
介護予防訪問看護	（回）	18.0	18.0	18.0	22.0	22.0
	（人）	6	6	6	7	7
介護予防訪問リハビリテーション	（回）	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2
	（人）	3	3	3	3	3
介護予防居宅療養管理指導	（人）	1	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	（人）	18	19	19	20	22
介護予防短期入所生活介護	（日）	—	—	—	—	—
	（人）	—	—	—	—	—
介護予防短期入所療養介護	（日）	—	—	—	—	—
	（人）	—	—	—	—	—
介護予防福祉用具貸与	（人）	79	80	80	83	95
介護予防特定福祉用具販売	（人）	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修	（人）	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	（人）	—	—	—	—	—
介護予防支援	（人）	87	89	89	91	105

②介護給付

表　介護給付（地域密着型以外）の居宅サービス見込量（一月あたり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	（回）	2,484.3	2,553.4	2,659.7	2,577.1	3,615.3
	（人）	89	91	94	94	124
訪問入浴介護	（回）	52.6	56.0	63.6	56.0	82.9
	（人）	9	10	11	10	14
訪問看護	（回）	413.5	429.1	434.1	434.6	574.0
	（人）	59	61	62	62	82
訪問リハビリテーション	（回）	105.1	105.1	105.1	105.1	152.7
	（人）	9	9	9	9	13
居宅療養管理指導	（人）	19	20	21	22	27
通所介護	（回）	1,848.7	1,919.2	1,950.5	1,977.2	2,546.1
	（人）	181	188	191	194	249
通所リハビリテーション	（回）	192.2	192.2	205.8	205.8	251.7
	（人）	29	29	31	31	38
短期入所生活介護	（日）	529.1	537.9	549.8	546.9	733.1
	（人）	52	53	54	54	72
短期入所療養介護	（日）	61.9	61.9	61.9	77.0	93.9
	（人）	10	10	10	12	15
福祉用具貸与	（人）	261	269	276	279	365
特定福祉用具販売	（人）	6	6	6	6	8
住宅改修	（人）	3	3	3	3	7
特定施設入居者生活介護	（人）	21	21	21	21	21
居宅介護支援	（人）	353	363	370	378	482

(2) 地域密着型サービス

①予防給付

表　予防給付（地域密着型）のサービス見込量（一月あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護（回）	—	—	—	—	—
（人）	—	—	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護　（人）	2	2	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護　（人）	—	—	—	—	—

②介護給付

表　介護給付（地域密着型）のサービス見込量（一月あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護　（人）	—	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護　（人）	—	—	—	—	—
地域密着型通所介護　（回）	714.7	733.6	746.9	792.9	971.3
（人）	63	65	66	70	86
認知症対応型通所介護　（回）	304.9	316.3	316.3	328.0	410.0
（人）	26	27	27	28	35
小規模多機能型居宅介護　（人）	44	44	46	46	61
認知症対応型共同生活介護　（人）	18	18	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護　（人）	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　（人）	29	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護　（人）	—	—	—	—	—

(3) 地域密着型以外の施設サービス

表　介護給付（地域密着型以外）の施設サービス見込量（一月あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設　（人）	88	88	88	98	98
介護老人保健施設　（人）	30	30	30	30	30
介護療養型医療施設・介護医療院　（人）	7	7	7	7	7

5　介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業の各事業の見込量については、平成30年度から令和２年度までの利用実績をもとに、対象者数の伸びを勘案して算出します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

表　介護予防・生活支援サービス事業見込量（一月あたり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問型	従来相当サービス　（人）	8	8	8	8	9
	基準緩和サービス〔A〕　（人）	19	19	19	20	23
	住民主体サービス〔B〕　（回）	—	—	—	—	—
	短期集中予防サービス〔C〕　（回）	—	—	—	—	—
	移動支援サービス〔D〕　（回）	—	—	—	—	—
通所型	従来相当サービス　（人）	35	36	36	37	43
	基準緩和サービス〔A〕　（人）	55	57	57	59	67
	住民主体サービス〔B〕　（回）	—	—	—	—	—
	短期集中予防サービス〔C〕　（回）	—	—	—	—	—

(2) 一般介護予防事業

表　一般介護予防事業費見込（年間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防普及啓発事業　（千円）	563	587	610	658	691
地域介護予防活動支援事業　（千円）	431	449	467	504	529

(3) 介護予防支援事業

表　介護予防支援事業見込量（一月あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防ケアマネジメント　件数　（件）	69	71	71	73	83

6　要介護者等へのリハビリテーションにかかる目標設定

要介護者等の生活機能を「心身機能」、「活動」、「参加」の側面から回復・維持・向上させることをめざし、下記の取り組み内容と目標のもと、本町におけるリハビリテーションサービスの提供体制の構築を図ります。

表　リハビリテーションにかかる実績と目標

	実　績	目　標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション利用率　（%）	1.75	1.75以上	1.75以上	1.75以上
通所リハビリテーション利用率　（%）	8.75	8.75以上	8.75以上	8.75以上

※地域包括ケア「見える化」システムより

① リハビリテーションサービス利用の促進

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所は町内にないものの、「見える化」システムによると、全国平均並みの利用がなされています。今後も、周辺市町の事業所におけるサービス提供体制の確保を図り、町内の利用者に対するリハビリテーションサービスの利用を促進します。

② 要介護者等の自立支援に向けたリハビリテーション専門職の関与

要介護者等のうち、機能回復に資するサービス利用の見込みがある場合は、自立支援型地域ケア会議の開催などを通じて、理学療法士や作業療法士等の専門職の関与がなされるよう努めます。

7　介護保険事業費と保険料額の見込み

(1) 介護保険の総事業費等の見込み

①予防給付

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は３年間で約 7,200 万円となります。

表　予防給付費（総費用額の原則 90%）の推計（単位：千円）

項　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計
(1) 地域密着型以外のサービス				
介護予防訪問入浴介護	—	—	—	—
介護予防訪問看護	1,332	1,333	1,333	3,998
介護予防訪問リハビリテーション	715	716	716	2,147
介護予防居宅療養管理指導	152	152	152	456
介護予防通所リハビリテーション	7,356	7,639	7,639	22,634
介護予防短期入所生活介護	—	—	—	—
介護予防短期入所療養介護	—	—	—	—
介護予防福祉用具貸与	5,011	5,081	5,081	15,173
特定介護予防福祉用具販売	820	820	820	2,460
介護予防住宅改修	1,790	1,790	1,790	5,370
介護予防特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
(2) 地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	—	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,978	1,979	1,979	5,936
介護予防認知症対応型共同生活介護	—	—	—	—
(3) 介護予防支援	4,603	4,712	4,712	14,027
予防給付費計	23,757	24,222	24,222	72,201

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

②介護給付

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は３年間で約 39.5 億円となります。

表　介護給付費（総費用額の原則 90%）の推計（単位：千円）

項　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計
(1) 地域密着型以外のサービス				
訪問介護	81, 830	83, 906	87, 875	253, 611
訪問入浴介護	7, 880	8, 392	9, 532	25, 804
訪問看護	29, 718	30, 796	31, 171	91, 685
訪問リハビリテーション	3, 936	3, 938	3, 938	11, 812
居宅療養管理指導	2, 032	2, 147	2, 250	6, 429
通所介護	175, 358	182, 515	185, 400	543, 273
通所リハビリテーション	15, 547	15, 555	16, 575	47, 677
短期入所生活介護	51, 657	52, 652	53, 827	158, 136
短期入所療養介護	8, 946	8, 951	8, 951	26, 848
福祉用具貸与	43, 142	44, 395	45, 651	133, 188
特定福祉用具販売	2, 059	2, 059	2, 059	6, 177
住宅改修	2, 772	2, 772	2, 772	8, 316
特定施設入居者生活介護	48, 013	48, 040	48, 040	144, 093
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
地域密着型通所介護	69, 513	71, 575	72, 895	213, 983
認知症対応型通所介護	36, 471	37, 775	37, 775	112, 021
小規模多機能型居宅介護	112, 401	112, 018	117, 739	342, 158
認知症対応型共同生活介護	54, 186	54, 216	54, 216	162, 618
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	96, 705	96, 758	96, 758	290, 221
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
(3) 居宅介護支援	58, 245	60, 006	61, 152	179, 403
(4) 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	263, 836	263, 982	263, 982	791, 800
介護老人保健施設	100, 316	100, 372	100, 372	301, 060
介護療養型医療施設・介護医療院	33, 505	33, 523	33, 523	100, 551
介護給付費計	1, 298, 068	1, 316, 343	1, 336, 453	3, 950, 864

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

③標準給付費の算出

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付額（利用者が１か月間に支払った１割負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付額）」、および「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用であり、下記の通り設定します。

なお、設定にあたっては、制度改正に伴う負担の見直しによる影響額を推計し、加味するとともに、介護報酬の改定分を加え算定しました。

表　標準給付費の見込み　（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計
総給付費	1,321,825	1,340,565	1,360,675	4,023,065
特定入所者介護サービス費等給付額（調整後）	38,279	35,764	36,191	110,234
特定入所者介護サービス費等給付額	44,845	45,831	46,378	137,054
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	6,566	10,067	10,188	
高額介護サービス費等給付額（調整後）	24,748	24,872	25,245	74,866
高額介護サービス費等給付額	25,196	25,553	25,936	76,684
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	447	681	691	
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,652	2,710	2,742	8,104
算定対象審査支払手数料	1,289	1,317	1,333	3,940
支払件数（件）	19,240	19,663	19,898	58,801
一件あたり単価（円）	67	67	67	
標準給付費	1,388,793	1,405,229	1,426,186	4,220,208

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

④地域支援事業費の算出

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費については、本章の「５．介護予防・日常生活支援総合事業の見込み」の事業量に対する単価等を掛け合わせ、事業費を算出します。

包括的支援事業費・任意事業費については、実績に伴う事業費から、高齢者人口の伸びを勘案して下記の通り設定します。

表　地域支援事業費の見込み（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計
介護予防･日常生活支援総合事業費	27,305	28,044	28,093	83,442
一般介護予防事業	1,039	1,082	1,125	3,245
介護予防・生活支援サービス事業費	22,877	23,482	23,489	69,848
介護予防ケアマネジメント費	3,390	3,479	3,479	10,348
包括的支援事業費（地域包括支援センター運営費）・任意事業費	35,587	35,912	36,140	107,639
地域包括支援センター運営費	28,132	28,388	28,569	85,089
任意事業費	7,455	7,523	7,571	22,550
包括的支援事業費（社会保障充実分）	26,194	26,433	26,602	79,229
在宅医療・介護連携推進事業費	4,494	4,535	4,564	13,592
生活支援体制整備事業費	7,364	7,431	7,478	22,272
認知症施策総合推進事業費	13,100	13,220	13,304	39,624
地域ケア会議推進事業費	1,237	1,248	1,256	3,740
地域支援事業費	89,087	90,389	90,835	270,310

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

表　地域支援事業費に含まれる事業内容

事業費区分	事業内容	該当施策番号
介護予防・日常生活支援総合事業費	一般介護予防事業	第５章１－２
	介護予防・生活支援サービス事業	第５章１－３
	介護予防ケアマネジメント	第５章１－４
包括的支援事業費（地域包括支援センター運営費）	地域包括支援センターの運営	第５章７－１、７－３ ７－５、７－６
任意事業費	介護給付等費用適正化事業	第６章７-(1)
	家族介護支援事業	第５章３－３
	成年後見制度利用支援事業	第５章７－２
包括的支援事業費（社会保障充実分）	在宅医療・介護連携推進事業	第５章４－１～４－３
	生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）	第５章５－２
	認知症施策総合推進事業（初期集中支援、認知症ケア、認知症サポーターなど）	第５章２－１～２～７
	地域ケア会議推進事業	第５章７－４

⑤介護保険事業費総額の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記の通り設定します。

表　介護保険事業費の見込み（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計
標準給付費	1,388,793	1,405,229	1,426,186	4,220,208
地域支援事業費	89,087	90,389	90,835	270,310
総事業費	1,477,880	1,495,617	1,517,022	4,490,519

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

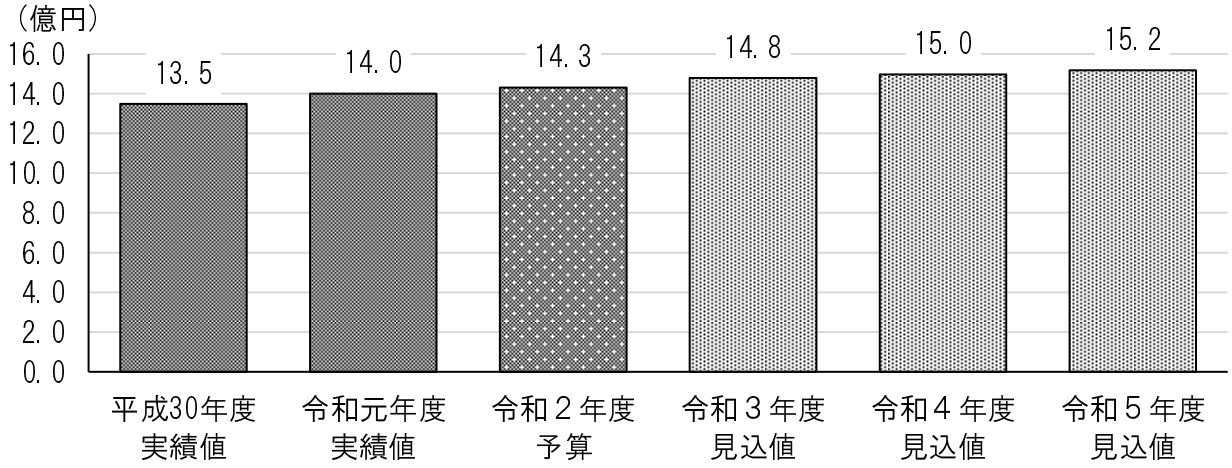

(2) 介護保険料基準額の設定

①保険給付費の財源

介護保険事業では、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス）を実施していく際の標準給付費は、サービスの提供内容によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた標準給付費の負担は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、令和３年度から５年度においては、原則として23%を第１号被保険者、27%を第２号被保険者がまかなうことになります。

図　介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成

<table>
<tr><td colspan="8">費用額</td></tr>
<tr><td colspan="7">介護給付費・予防給付費（費用額の原則として 90%）</td><td rowspan="3">利用者負担</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険料　50%</td><td colspan="5">公費　50%</td></tr>
<tr><td>第１号被保険者保険料</td><td>第２号被保険者保険料（支払基金から交付）</td><td colspan="2">国</td><td>県</td><td>町</td></tr>
<tr><td>23%</td><td>27%（定率）</td><td>調整交付金 5%（※）</td><td>20%（定率）</td><td>12.5%（定率）</td><td>12.5%（定率）</td></tr>
</table>

（施設等給付費の公費部分の財源割合）

<table>
<tr><td colspan="2">国</td><td>県</td><td>町</td></tr>
<tr><td>調整交付金 5%（※）</td><td>15%（定率）</td><td>17.5%（定率）</td><td>12.5%（定率）</td></tr>
</table>

利用者負担分は、原則として費用額の10%となります。ただし、一定以上の所得がある人がサービスを利用した場合は、費用額の20%または30%を負担することになります。

なお、「調整交付金（※）」とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第１号被保険者の負担割合も増減します。

②地域支援事業費の財源

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、半分を公費（国、県、町）で負担し、残りの半分を第１号被保険者および第２号被保険者の保険料で負担します。

また、包括的支援事業・任意事業については、77%を公費（国、県、町）で負担し、残りを第１号被保険者の保険料で負担します。

図　地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業費

第１号被保険者保険料	第２号被保険者保険料	国	県	町
23%	27%	25%	12.5%	12.5%

包括的支援事業、任意事業費

第１号被保険者保険料	国	県	町
23%	38.5%	19.25%	19.25%

③第１号被保険者の介護保険料基準額の算出

保険料収納必要総額は、次の方法で算出します。

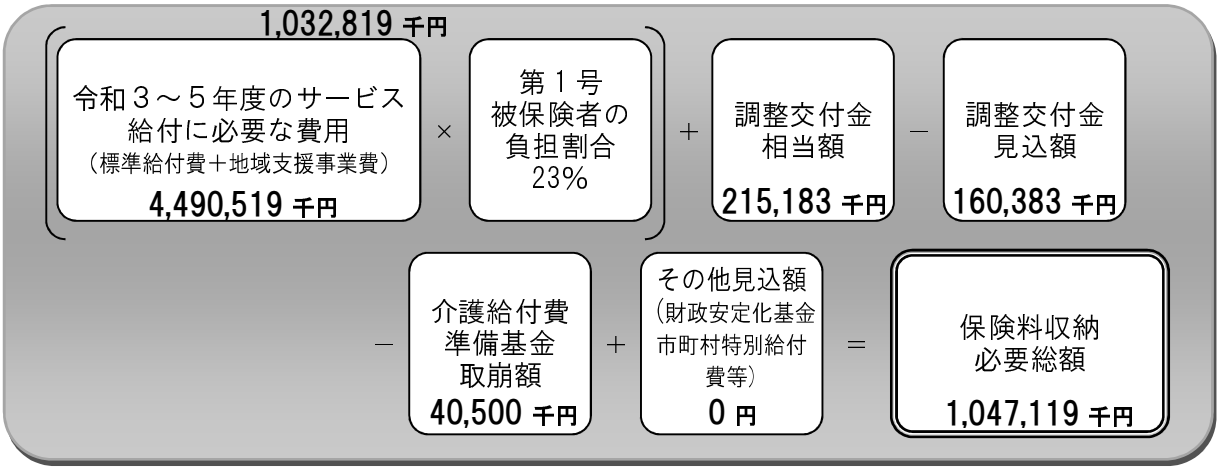

介護給付費準備基金の残高から 4,050 万円取り崩した結果、本町の令和３年度から５年度までの保険料収納必要総額は、約 10.5 億円となります。

表　保険料収納必要額（３年間合計）の算出（単位：千円）

	令和３～５年度計
総事業費	4,490,519
第１号被保険者負担分相当額	1,032,819
調整交付金相当額	215,183
調整交付金見込額	△　160,383
介護給付費準備基金取崩額	△　40,500
財政安定化基金拠出金見込額	—
財政安定化基金償還金	—
市町村特別給付費等見込額	—
保険料収納必要額	1,047,119

※調整交付金相当額と調整交付金見込額との差額は第１号被保険者の負担となります。
※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

さらに、保険料賦課総額は、次の方法で算出します。

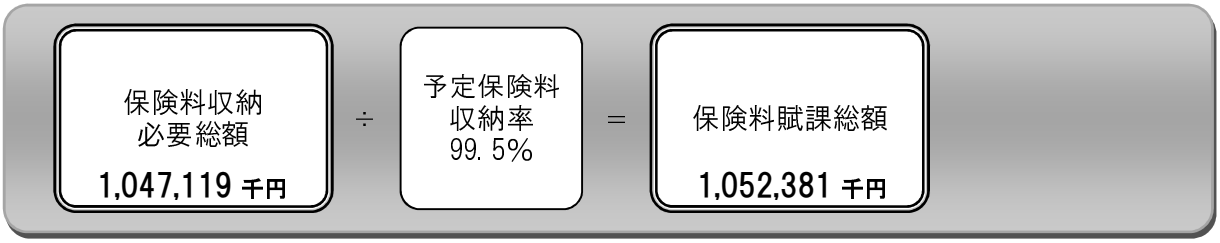

その結果、本町の令和３年度から５年度までの保険料賦課総額は、約 10.5 億円となります。

本町の第１号被保険者数は令和３年度から５年度の３年間で延べ 14,588 人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて算出します。

保険料賦課総額に対して、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、5,800 円／月となります。

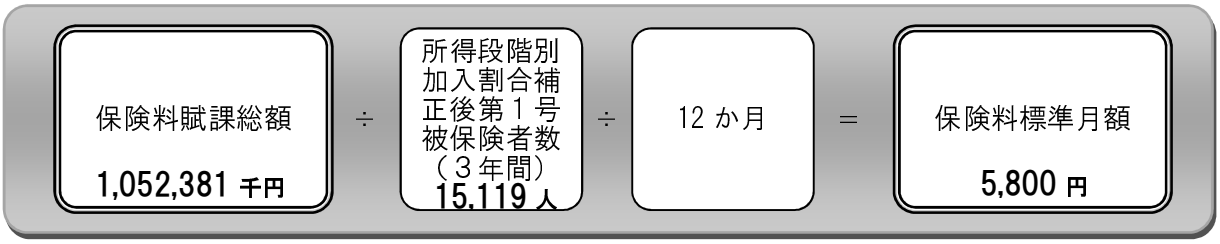

表　保険料基準額の算出

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～5年度計
予定保険料収納率	99.5%			
第１号被保険者数	4,823 人	4,867 人	4,898 人	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	4,998 人	5,044 人	5,077 人	
保険料基準額（月額）				5,800 円

なお、現在の介護報酬単価等のままと仮定し、同様の計算方法によって令和７年度と令和 22 年度の介護保険料基準額を算出すると、令和７年度は 6,570 円／月、令和 22 年度は 8,084 円／月となります。

④介護保険料の上昇要因と抑制要因

第１号被保険者の保険料基準額は、第７期の月額 5,500 円から 300 円増額し、月額 5,800 円となります。なお、次の表に示す通り上昇要因 595 円と抑制要因 295 円の差 300 円が増額分です。

○保険料上昇要因		595 円
第１号被保険者の負担割合	変化無し（負担割合は 23%のまま）	――
サービス給付額等の増加	平成 30 年度から令和２年度にかけての利用率および１人あたり利用回数・日数の上昇に伴うサービス給付費の増加による影響額	93 円
地域支援事業費の増加	介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業の充実による影響額	79 円
第７期における措置の影響	第７期介護保険料算定時における準備基金の取崩による保険料抑制対応分	271 円
令和３年度介護報酬改定の影響	報酬改定が平均 0.67%アップされたことによる影響額	37 円
調整交付金の制度見直しによる影響	調整交付金の割合が第７期平均 4.48%から第８期平均 3.73%に下降することによる影響額	43 円
所得段階の境界の見直し	国の制度変更を受けて、第７段階以上の境界を 210 万円、320 万円、420 万円、620 万円、820 万円に見直すことによる影響額	72 円
○保険料抑制要因		295 円
特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費の制度見直しによる影響	左記の費用について、本人負担となる対象者の増加による影響額	38 円
所得段階第２段階・第３段階の負担比率の見直し	第１～３段階における国の負担軽減策継続を受けて、第２段階（現行 0.69）、第３段階（同 0.74）を標準的な比率（0.75）へ戻すことによる影響額	33 円
介護給付費準備基金の取崩	準備基金の残高から 4,050 万円を取り崩すことによる影響額	224 円
保険料収納率	変化無し（99.5%のまま）	――

⑤所得段階に応じた保険料の設定

第１号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加増します。段階設定および保険料基準額に対する割合については、国の政省令に基づいています。

本町においては、低所得者の負担のさらなる軽減を図るため、引き続き、下記の通り計 12 段階の保険料を設定します。

表　所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合

段階		所得などの条件	基準額に対する比率	保険料年額（円）
第１段階	軽減	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ③世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	×0.50 (0.30)	34,800 (20,880)
第２段階	軽減	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の人	×0.75 (0.50)	52,200 (34,800)
第３段階	軽減	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人	×0.75 (0.70)	52,200 (48,720)
第４段階	軽減	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	×0.90	62,640
第５段階	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える人	×1.00	69,600
第６段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	×1.20	83,520
第７段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	×1.30	90,480
第８段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	×1.50	104,400
第９段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	×1.65	114,840
第 10 段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 620 万円未満の人	×1.75	121,800
第 11 段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 820 万円未満の人	×1.85	128,760
第 12 段階	加増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 820 万円以上の人	×1.95	135,720

※第１段階から第３段階の括弧内は、消費税率の引き上げに伴う国の負担軽減策による比率。

8　持続可能な介護保険事業の運営

(1) 介護給付の適正化

〔取り組みのねらい〕

- 介護保険事業は、被保険者から納められる保険料と国民の税金とで成り立っており、適切な利用が求められることから、利用者が真に必要としない過剰なサービスなど、問題がないかどうかを点検し、問題がある場合には適正化を図ります。

事業名	事業内容
要介護認定の適正化	認定調査員に対する研修等への参加を促し、公平・公正な認定調査に努めます。 また、認定審査会における公平・公正な要介護認定が図られるよう、統一的な視点の提示に努めます。
ケアプランの点検	ケアマネジャーによるケアプランを点検し、利用者のニーズに合わないプランの修正を促すなど、助言・指導にあたります。 また、自立支援に資するケアプランの作成を促すため、地域ケア会議等におけるケースの共有化を図ります。
住宅改修等の点検	住宅改修や福祉用具の購入に対し、利用者の身体状況に応じた適切な給付であるかどうかを点検し、不適切である場合には是正を求めます。
縦覧点検・医療情報との突合	複数月にわたる介護報酬の支払状況を点検するとともに、医療保険情報との突合を行い、不適正な請求がある場合には是正を求めます。
介護給付費の通知	利用者に対して介護給付費を通知することにより、サービス利用実態の確認を促し、適正なサービス利用に向けた啓発を行うとともに、不適正な請求を防ぎます。

(2) 介護サービス事業者等の質の向上

〔取り組みのねらい〕

- 介護保険サービスは量を確保するだけでなく、質の確保が求められることから、職員向け研修などを通じて介護技術、認知症対応力、医療知識などの向上を図るとともに、事業者への評価、指導・助言などによるサービスの充実、改善を図ります。

事業名	事業内容
介護職に対する研修会等の実施	介護職員の介護技術の向上はもとより、認知症対応力や医療知識の向上に向けて、各種研修会の情報提供を行い、受講を促進します。
介護相談員事業の実施	施設・居住系サービス等の利用者からサービスに対する不満や要望などを聴く介護相談員の派遣についての検討を行い、サービスの改善につなげます。
第三者評価等の促進	サービスの実施にあたって、第三者が関与する運営会議等の設置を促進するとともに、それらの評価結果の公表を促します。
事業者に対する指導・監督	地域密着型サービスの事業所および居宅介護支援事業所に対して実地指導を行い、改善すべき点などに対する指導・助言を行います。
認知症対応型共同生活介護事業所賃貸料等助成事業	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の確保を図るため、事業所に対する賃貸料等助成事業の実施を検討します。
事業所における災害や感染症への備えの促進	介護サービス提供事業所において、災害に対する備え、新型感染症などの発生予防対策等が適切に図られるよう、好事例等の情報提供を行うとともに、地域との連携などを促します。

(3) 共生型サービスの提供

〔取り組みのねらい〕

- 65 歳以上の障がい者へのサービスは介護保険サービスが優先されますが、障害福祉サービスとして使い慣れたサービスを 65 歳に到達しても引き続き継続して使うことができるよう、また、制度を越えて柔軟なサービス利用ができるよう、同一の事業所で一体的に提供される共生型サービスの提供を促します。

事業名	事業内容
共生型サービスの提供 新	障害福祉サービス利用者が、65 歳到達時に継続して使い慣れたサービスを利用できるよう、共生型サービスの提供に向けて指定を促します。 また、介護保険サービス事業所が障がい者(児)を受け入れられるよう、必要な改修・整備を促します。

(4) 介護人材の確保と業務効率化の取り組み強化

〔取り組みのねらい〕

- 介護現場での慢性的な人材不足を解消し、介護サービスを安定的に供給していくため、介護人材の育成と定着化を図るとともに、業務負担を軽減するための取り組みを進めます。

事業名	事業内容
介護人材の育成 拡	県による研修、資格取得支援などの情報提供を行うとともに、初任者研修受講費用の助成を行います。 また、介護の仕事に興味を持ってもらうための啓発活動を充実させます。
広域における連携	湖東圏域地域福祉人材確保事業連携会議において、広域的に人材確保に取り組んでいきます。
介護人材の定着支援 新	町内の事業所において介護職員の定着化が図られるよう、経験者研修等の方策について検討を行います。
業務の効率化促進 新	介護ロボットや情報通信機器の導入などに対する補助金等の情報提供を行います。 各種提出資料の簡略化、オンライン化を進めるなど、文書事務等の負担の軽減に向けた取り組みを進めます。

(5) 介護情報の提供

〔取り組みのねらい〕

- 介護保険サービスは利用者の選択を基本としていることから、利用者が介護サービス提供事業所の情報を正しく入手できるよう、介護サービス情報の周知を図るとともに、事業所に対して情報の逐次更新を促します。

事業名	事業内容
介護サービス情報の提供 新	利用者に対し、介護サービス情報が提供されていることの周知を図ります。 また、町内事業所に対し、国が設置する介護サービス情報公表システムへの登録および変更時の速やかな更新を促します。
デジタル技術の活用による情報提供の充実 新	マイナンバーカードの活用など、国が進める介護保険、医療保険等のデジタル化について動向を注視し、対応を図るとともに、これらの技術を活用した情報提供の充実に努めます。 あわせて、情報格差が生じないよう配慮を行います。

(6) 低所得者対策の実施

〔取り組みのねらい〕

- 高齢者は年金収入に依存する人が多く、町民税非課税の低所得者層も多いことから、こうした所得の低い高齢者の介護保険料等の負担軽減を図ります。

事業名	事業内容
保険料の多段階設定	低所得者層に配慮した保険料の多段階設定および基準額に対する比率の軽減化を継続します。
保険料等の負担軽減	低所得者の負担軽減を図るため、制度に基づく負担軽減措置の適正運用を行います。